

千葉県立保健医療大学教員定年規程

平成 2 1 年 4 月 1 日
規程 第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法(昭和 2 4 年法律第 1 号) (以下「特例法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、千葉県立保健医療大学 (以下「本学」という。) の教授、准教授、講師及び助教 (以下「教員」という。) の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第 2 条 教員の定年は、年齢 6 5 年とする。

(定年による退職)

第 3 条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日に退職する。

(準用規定)

第 4 条 前 2 条の規定は、本学の助手について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(定年の特例)

2 この規程の施行日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に第 2 条に規定する年齢に達する教員の定年は、同条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

年齢 6 5 年に達する日	定 年
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	年齢 6 8 年
平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	年齢 6 7 年
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで	年齢 6 6 年